

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【国際公開番号】WO2022/124277

【出願番号】特願2022-568274(P2022-568274)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/02(2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/02

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月28日(2023.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡に挿入される鉗子に掴持されて体内に挿入され、被切除組織に固定されて前記被切除組織を周囲の組織から牽引する内視鏡用施術部牽引部材であって、

前記内視鏡用施術部牽引部材は、

環体部と、

前記環体部の外周部に設けられ前記鉗子に掴持される外舌片部と、

前記外舌片部と対向して前記環体部の内周部に設けられる内舌片部と、を備える

ことを特徴とする内視鏡用施術部牽引部材。

20

【請求項2】

前記外舌片部は前記環体部の外周部に一箇所または二箇所設けられる請求項1に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

30

【請求項3】

前記外舌片部にテーパ部が設けられている請求項1または2に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

【請求項4】

前記外舌片部の先端部は円弧状に面取りされている請求項1ないし3のいずれか1項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

【請求項5】

前記環体部は円形状であって、前記外舌片部の最大長さは円形状の前記環体部の前記外周部の直径の1/10ないし6/10である請求項1ないし4のいずれか1項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

40

【請求項6】

前記環体部は楕円形状であって、前記外舌片部の最大長さは楕円形状の前記環体部の前記外周部の短軸長さの1/10ないし3/10である請求項1ないし4のいずれか1項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

【請求項7】

前記環体部は円形状であって、前記環体部の前記外周部の直径は5ないし30mmである請求項1ないし5のいずれか1項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

【請求項8】

前記内視鏡用施術部牽引部材は弾性樹脂から形成されている請求項1ないし7のいずれか1項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

50

**【請求項 9】**

前記外舌片部に舌片細孔が形成されている請求項 1 ないし 8 のいずれか 1 項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

**【請求項 10】**

前記被切除組織に前記内視鏡用施術部牽引部材を固定するに際し、前記内視鏡用施術部牽引部材は前記被切除組織に固定されたクリップを介して懸架される請求項 1 ないし 9 のいずれか 1 項に記載の内視鏡用施術部牽引部材。

10

20

30

40

50